

本誓寺婦人会々則

〔名称〕

第1条

この会は、本誓寺婦人会（以下「婦人会」という）といい、事務所を本誓寺内に置く。

〔趣旨〕

第2条

婦人会は本誓寺維持会と表裏一体のものであり、従って会の目的も亦維持会と同一である。

即ち会員相互の親和、協力、及び本誓寺檀信徒との緊密化に努め本寺の興隆を図ることを目的とする。

〔組織〕

第3条

婦人会は本寺の女性檀信徒及び女性篤志家をもって組織する。

2.

婦人会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、幹事若干名とし、幹事の内より
会計 2名、監事 2名を置く。

必要により顧問、相談役を置くことができる。

3.

役員は会員の中から総会に於て選出する。

4.

役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(2) 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

5.

会長は婦人会を代表し会務を統理する。

(2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 幹事は会の運営に参加する。

(4) 監事は会計を監査する。

(5) 顧問、相談役は会長の求めにより相談に応ずる。



〔会 議〕

第 4 条

婦人会の会議は総会及び役員会とする。

2. 総会は会長が毎年1月に招集するものとし、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

(2) 総会は婦人会の予算、決算及び会則の制定、改廃その他重要事項を審議決定する。

(3) 会議の議決は出席者の過半数をもって決定するものとする。

3. 役員会は役員を以て構成し総会に諮る事項その他を審議し婦人会の運営にあたる。

〔経 費〕

第 5 条

婦人会の経費は会費、寄付金、維持会よりの助成金その他の収入をもってあてる。

〔会計年度〕

第 6 条

婦人会の会計年度は毎年1月1日から始まり同年12月31日に終る。

〔附 則〕

この会則は平成元年1月22日から施行する。